

告 示

埼玉県告示第九百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年八月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー和光南店

埼玉県和光市南一丁目十六外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) まちづくりへの協力に関すること

和光市産業振興条例に基づき、市内事業者の役割として、次の事項について積極的な参加に努めること。

ア 条例の基本理念をご理解いただき、事業活動を通じて地域経済の活性化及び地域社会の発展の貢献に努めること。

イ 地域社会を構成する一員として、和光市が行う「企業市民活動」に積極的に参画すること。

ウ 和光市商工会への加入をご検討いただくとともに、商工会が行う事業等に対して積極的に参加すること。

(2) 農産物に関すること

農業・商業振興及び地産地消の推進等のため、和光市内で生産された農産物を商品として取扱うこと、商品の材料として使用すること及び市内産農産物のPRに努めること。

(3) 騒音に関すること

ア 営業活動に伴い発生する騒音・振動等による周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えること。

イ 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（室外機や送風機など）に該当するか確認し、該当する場合には届出を行うこと。

ウ 駐車場への出入庫及び資材の搬入等で駐停車する場合は、車両のエンジンを止めるほか、話し声、ラジオの音などが近隣の住民等の迷惑にならないよう配慮すること。

エ 周辺住民等への情報提供や意思の疎通に努め、苦情があった場合には誠

意を持って速やかな対応をすること。

(4) 光害に関する事

屋外照明等の設置について、光害が生じることがないように照明の配置や方向、強さ等に配慮すること。

(5) 廃棄物に関する事

以下の方法で廃棄物の減量及び発生抑制に努めること。

ア 製造・加工・販売などに際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに必要な措置を講ずること。

イ 資源ごみの再生利用を促進するために必要な措置を講ずること。

ウ 製造・加工・販売などに際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進を図ること。また包装は、再生利用可能なものを使用し、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、再生利用を促進すること。

エ 商品の販売にあたって、消費者が簡易な包装、容器等を選択できるような努めるとともに、購入者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には回収すること。

オ 事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従うこと。

(6) 交通（通学）に関する事

（仮称）ヤオコー和光南店（和光市南一丁目十六外）は和光市立第五小学校、和光市立第三中学校の通学区域となっており、周辺道路は児童生徒の通学路となっている。そのため、建設時の工事車両、開店後の物資搬入車両、来客者の車両等と児童生徒との事故が懸念される。

また、越後山通りは交通量も多く路線バスの経路にもなっている。計画では十分対応していただいていることが分かるが、一時的な混雑により車列が周辺道路まで連なり、ドライバーが歩行者等を発見することの遅れ等も考えられる。反射鏡、出庫を知らせるブザー等の設置、警備員の配置等、事故の防止には万全を期すとともに、特に登下校時の時間帯については十分注意していただくようお願いしたい。

二 縦覧期間

令和三年八月十日から令和三年九月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター